府令・省令

○内閣府
法務省令第一号

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第二十号）の施行に伴い、金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久

金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令

金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（申立ての手続）	（申立ての手続）
第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十四第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号による申立書に金融商品取引法（以下「法」という。）第三十一条の二第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う個人及び同条第三項に規定する投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下同じ。）が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（当該金融商品取引業者が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者である場合にあっては、金融庁長官。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。	**第一条**　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十四第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号による申立書に金融商品取引法（以下「法」という。）第三十一条の二第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う個人及び同条第三項に規定する投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下同じ。）が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。
別紙様式第一号（第一条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 ［金融庁長官 ［財務（支）局長　殿］ （郵便番号　―　） 申立人　住　所 電話番号（　）　― 商　号 又は名称 氏　名 （法人にあっては、代表者の氏名）	**別紙様式第一号**（第一条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 ［財務（支）局長　殿］ （郵便番号　―　） 申立人　住　所 電話番号（　）　― 商　号 又は名称 氏　名 （法人にあっては、代表者の氏名）